

○加古川市税等に係る公売等からの暴力団排除に関する要綱

令和元年7月11日

改正 令和3年11月25日

税 務 部 長 決 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、加古川市(以下「市」という。)が行う市税等に係る公売等の事務について暴力団を利することとならないために講ずべき措置について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 別表に掲げるものをいう。
- (4) 暴力団等 暴力団又は暴力団員等をいう。
- (5) 公売等 加古川市税条例(昭和33年6月18日条例第13号)の規定に基づき課される市税にかかる租税債権及び加古川市債権管理条例(平成28年3月31日条例第7号)第2条第3号に規定する強制徴収債権(債権管理課所管のものに限る。)の徴収のために行われる公売及び随意契約による売却をいう。
- (6) 執行機関 公売等を執行する加古川市長をいう。
- (7) 最高価申込者 公売等にあたり国税徴収法第111条又は第113条に規定する売却決定の相手方となるべき者(国税徴収法第104条に規定する最高価申込者をいい、同法第113条第2項各号のいずれかに該当する処分又は行為があった場合における同法第104条の2に規定する次順位買受申込者及び随意契約により売却する場合における買受人となるべき者を含む。以下同じ。)をいう。

(売却決定の相手方としない者)

第3条 執行機関は、暴力団等を公売等の売却決定の相手方としないものとする。

(公売公告の記載事項)

第4条 執行機関は、次に掲げる事項を公売公告に記載するものとする。

- (1) 市は、最高価申込者が暴力団等であるか否かについて、兵庫県加古川警察署長(以下「加古川警察署長」という。)に意見を聴くことができること。
- (2) 市は、前号の意見の聴取により得た情報を、前号で意見を聴いた公売等以外の公売等

及び市が締結する契約において第1条の措置を講ずるために利用すること。

(3) 執行機関は、最高価申込者が第6条に該当することが明らかになったときは、売却決定を行わないこととし、売却決定を行った後においてもこれを取り消すことができること。

(4) 最高価申込者は、当該売却決定に当たり、暴力団等から暴力的要求行為その他不当な手段による要求があったときは、執行機関に報告し、又は加古川警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。

(誓約書)

第5条 執行機関は、公売等からの暴力団排除に向けた取組を実効あるものとするため、最高価申込者から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を徴取するものとする。ただし、当該最高価申込者が暴力団等でないことが明らかである場合で、執行機関が誓約書を提出させる必要がないと認めるときはこの限りではない。

2 前項による誓約書の徴取は、最高価申込者に対して、公売公告等により義務付けるものとする。

(売却決定の取消等)

第6条 執行機関は、最高価申込者が暴力団等であることが判明したときは、特別な事情がある場合を除き売却決定を行わないこととし、売却決定を行った後においてもこれを取り消すものとする。

(意見の聴取)

第7条 市は、「暴力団関係情報の取扱いに関する合意書」(平成25年7月1日付け)に基づき、これらの者が暴力団等に該当する者であるかどうかについて、加古川警察署長の意見を聴くものとする。ただし、意見を聴く必要がないと認めるときはこの限りではない。

(加古川警察署長への届出)

第8条 執行機関は、第4条第4号による報告を受けた場合には、加古川警察署長に通知する等必要な措置を講ずるものとする。

(加古川警察署長との連携)

第9条 この要綱に定めるもののほか、公売等について暴力団を利することとならないために必要な措置を講ずるに当たっては、加古川警察署長と連携を図りながら行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にした公売等については、なお従前の例による。

附 則（令和3年11月25日 改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1	暴力団員
2	暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
3	暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
4	次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。 (1) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為 (2) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他財産上の利益の供与をする行為 (3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
5	暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者